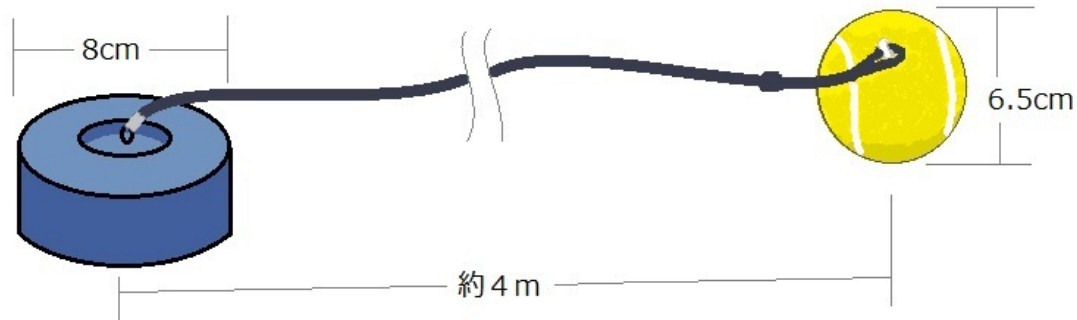


✚ 貨物概要

小さなループを取り付けたテニスボールと重石をゴムひもで結合したもので、一人でテニスの打撃練習をするために使用するもの

一般的な使用法は、ラケットでボールを打つとゴムひもの反動でボールが戻ってくるので、それを打ち返すことを繰り返す。



✚ 分類

関税率表第 9506.99 号（統計番号 9506.99-000）のその他の運動用具

✚ 分類理由

運動（テニスの打撃練習）に使用する物品として関税率表第 95.06 項に分類されます。

なお、号の決定については、本品は単なるテニスボールではなく、打撃練習のために特に設計されたものであるため、同表第 9506.61 号のテニスボールとしては分類されず、その他の運動に使用する物品として、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）